

伊達市立関内小学校いじめ防止基本方針（R2 年度版）

1. いじめの認知

(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本的認識内容

① いじめの定義

いじめとは、「当該児童と一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、心身の苦痛を感じているもの」である。

ただし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、法のいじめの定義に基づき、被害児童の主観が尊重されなければならない。表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応するものである。

② 本校教職員の基本的認識内容

成長途上にある子どもたちの発達の未熟さ（自己中心性・課題解決能力・ストレス解消・おもしろいややさしさの希薄さ等）は、生活の中では、特に人とのかかわりに大きな影響を及ぼすことがある。よって、程度の差こそあれ、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる可能性があり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。また、「いじめは人間の基本的な人権を侵害するものである。」という基本認識に立ち、本校の全校児童が、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を本校の実態を勘案して策定した。本校におけるいじめ防止のための教職員の基本的認識内容として、以下の8点をあげることができる。

- ア 些細な兆候や懸念をいじめとして積極的に認知し、いじめを許さない「見逃しゼロ」の姿勢で臨む。
- イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と協働性・協調性を育む教育活動を推進する。
- ウ 児童・教職員の人権感覚を高めるとともに、児童と児童、児童と教職員の信頼関係を基本とした、校内における温かな人間関係を築く。
- エ いじめ早期発見のために、教職員が意志統一を図り、同一歩調で取り組む手段を計画する。
- オ いじめの早期解決のために、双方（いじめた子・いじめられた子）の安全を確保するとともに、必要に応じて保護者・地域・各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- カ 「いじめに係る行為が止み、かつ被害児童が心身の苦痛を感じない」状態となり、いじめが解消していても、再発防止や心身のケアに努め、注意深く見守る。
- キ いじめを行った児童についても、「いじめは許されない」ことへの指導のみで終わることなく、成長支援を続ける。
- ク いじめのあるなしによらず、児童間で起きている苦痛を具体的に把握し、解決に向けた指導や支援を適切に行う。

(2) いじめの積極的な認知に向けた取組（児童・保護者・地域）

- ①職員間や保護者との「報・連・相」を徹底し、日常の児童の些細な変化も見逃さず対応する。また、学校のいじめ対策委員会を機能させ、アンケート調査や個人面談などを通じた分析と検証を行う。
- ②入学時や年度始めに、児童・保護者に学校いじめ防止基本方針と取組の説明を行う。
- ③学校運営協議会や学校便り（地域配付）で、本校の現状を伝え、地域での見守りの協力依頼を行う。
- ④調査結果の「見たことがある」という第三者の気づきを見逃さず、事実確認と対応を迅速に行う。
- ⑤直接的な要因とそこに至る背景の両面を把握し、事実報告や指導内容、今後の方向性を保護者に伝える。

2 いじめ未然防止のための取組

全教育活動において日常的に「心を育てる」言動の指導を徹底（感謝・思いやり・寛容、善悪の判断）

数値目標～調査票「いじめは、どんなことがあっても許されない」を100%に

(1) いじめを許さない。見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①道徳の時間ばかりではなく、必要に応じ「いじめ」についてじっくりと考えさせる機会を設定する。
- ②人権を尊重する基本的な心情は「おもいやり」・「やさしさ」であると考えられ、その尊さについて、道徳や全教育活動の中で指導し、「他を認める」「寛容」の心を育む。
- ③教師自らが範を示し、笑顔で挨拶をする。また、細やかな目配りで、児童と教職員の信頼関係を築く。
- ④全校集団遊びや集会活動・ふれあい給食や清掃活動などをとおして、児童同士のふれあいの場面を意図的に設定し、児童と児童の信頼関係を築く。
- ⑤児童の声に耳を傾け、児童と教師の信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気作りに努める。
- ⑥「けんかや」「ふざけあい」であっても、いじめに該当しないか、いじめにつながるか背景を的確に把握し、指導する。また、人権意識の希薄な「心ない言動」については、その問題点を発達段階に応じて理解、納得させるように指導を行う。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①一人一人が活躍できる学習活動を保障する。
- ②縦割り班活動の中で上学年児童が下学年児童の面倒をみる機会を設定し、リーダーとしての役割やおかれている立場について考えられるようにする。
- ③児童の自発的な活動を支える児童会委員会活動を組織し充実を図る。
- ④児童が主体的に取り組める学習活動で成就感や達成感を抱かせる。
- ⑤児童が「より良い人間関係を築く力」を高めるよう、子ども理解支援ツール「ほっと」や各種アンケートを活用する。

(3) 人との関わり方を身に付けるための活動場面を設定する。

- ①あいさつや日常のコミュニケーションをとおして、児童と児童、児童と教職員のかかわりを強める。
- ②自他の思いや考えが違うことに気付く体験を通して、多角的・多面的な見方や考え方を育て、例え異なっても互いに尊重されなければならないことを感じられるよう指導する。
- ③学級内の児童だけではなく異学年児童が交流できる場を意図的に設定する。

(4) 自分の思いや考えを安心して表現できる支持的学級風土を構築する。

- ①教科指導や行事・集会などでの発表機会をできる限り設定し、その発表の良さを互いに評価し子どもの発表に対する意欲づけを行うとともに自信を抱かせる。
- ②「挨拶・笑顔・拍手」や温かな思いやりのある言動が自然に現れる、学級経営を行う。
- ③交友関係を固定化することなく、様々な場面で相手の良さを見付けることの出来る機会を設定する。

(5) 人とつながる喜びを味わう体験活動を設定する。

- ①各教科学習での学び合い、話し合いや学校行事や児童会活動、総合的な学習や生活科などで共に活動することによって、楽しさや喜びを味わえるような体験ができるよう配慮する。
- ②プライム交流、手話、だて学、地域との交流など、地域の方々やお年寄り、障害をもつ人とふれあい互いに理解し合う体験活動を設定する。

(6) インターネット・ゲーム等の通信機器を通じて行われるいじめ対策

- ①インターネット・ゲーム等の通信機器でのいじめ防止・対処にむけた、教職員対象の情報モラルミニ研修を実施する。
- ②インターネットやスマートホン・ゲーム機使用の実態を把握し、活用の危険について児童・保護者に対する必要な啓発活動を行う。(PTA活動と連動)
- ③児童を対象に情報モラルの指導を計画的に実施する。(ネットモラルマナー教室)

3 いじめ早期発見・早期解決に向けての取組

情報の共有、継続的・組織的な指導と取組、保護者との連携

(1) いじめ早期発見のために、教職員が意志統一を図り同一步調で取り組める手段を計画し実行する。

- ①全教職員が児童の様子を日常的に見守り、信頼し相談できる人間関係を構築する。児童一人一人の小さな変化や第三者の声を見逃したり聞き逃したりせず、声かけや配慮をする。
- ②解決までの見通しをもたせ、安心、安全を実感できるように、児童が悩みを一人で抱え込まないよう、積極的に声掛けや教育相談を行う。また、保護者との連携を密にし、学校・家庭での対応を確認しながら解決を目指す。
- ③スマホ・携帯・ゲーム等の使用実態を「家庭環境調べ」で把握、「生活・学習」に関するアンケートを年2回7・12月に、道徳アンケートを年2回、児童の実態交流研修、子ども理解支援ツール「ほっと」の活用により、児童の生活実態や悩み、人間関係を把握する。
- ④いじめアンケート調査を年2回5～6月と10月～11月に実施しいじめの実態把握を行う。

いじめ防止対策委員会を機能させる。

～いじめの訴えや、周囲からの情報に速やかな対応。本人が訴えることのできないいじめ、潜在的ないじめ、いじめにつながる言葉や態度への対応の検討

- ⑤「いつもと様子が違う」「おかしい」と思った児童がいた場合は、全職員で細やかな観察・支援を行い、必要に応じて臨時の職員集会、子ども支援委員会やケース会議を開催する。

(2) いじめ早期解決のために、全教職員が共有化を図り同一步調で解決に向けた支援・指導にあたる。

- ①学級担任だけで問題を抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会組織を機能させ、対応の方針を決定後、全教職員によりいじめ問題の解決に取り組む。
- ②情報を精査し、事実確認をした上で当該児童の身の安全や立場の確保をしつつ、保護者と問題や解決への見通しを共有し、連携を図りながら、加害児童に対する直接的な指導、場合によっては傍観者への指導を行う。
- ③必要に応じ、関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ④スクールカウンセラーや心療内科医との連携し、いじめられている児童の精神的なケアを図る。

(3) いじめに係る行為が最低3か月継続して止み、被害児童が心身の苦痛を感じない場合、いじめが解消されたと判断する。判断後最低3ヶ月間は、全教職員で経過を観察し、その後も再発防止に努める。

4 いじめ問題に取り組むための組織・対応

児童が安心して学校生活を送ることを第一に考える。

★的確な事実報告、指導内容、担任の思い、今後の人間関係を踏まえた対応等を本人・保護者に伝える。

(1) 学校内の組織

- ①いじめ防止対策委員会（委員長～指導部長 養教 教務主任 （担任） 教頭 校長）
「いじめ」と思われる事案が発生した場合、状況を確認、対策・対応を検討する。
- ②子ども支援委員会（学習面 教務所管 生徒指導・児童理解面 指導部所管）————全職員
5月・9月に、困り感交流を行い、児童の現状や指導の情報交換及び共通理解事項の確認をする。
- ③ケース会議（指導部 生徒指導係 所管）————全職員・一部職員
種々の生徒指導上の問題（いじめ等）に関する措置を計画的・実効的に行うため、ケース会議を設置し、必要に応じて開催する。（会議への参加人員は、管理職・指導部生徒指導係で相談の上決定する。）
*保護者への対応や、問題行動等に関わるものは、ケース会議を行う。
- ④朝会（毎週月曜日のみ）・職員集会（児童下校後）————全職員
種々の生徒指導上の問題（いじめ等）に関する措置を迅速かつ実効的に行うため、朝会や職員集会で、事実の共有と対応や解決の見通しを全職員で確認する。
- ⑤学校の公文書として保管するため、事故報告書には、事実を正確かつ客観的に記載し、教師のメモとは別にすること。
- ⑥学校は、校内研修等を活用し、いじめの未然防止の取組の充実を図るとともに、いじめの定義を限定的に解釈していないか自校の状況を検証する。
- ⑦教職員は、不適切な認識や言動が児童を傷つけていないか、絶えず振り返り、留意する。

(2) 関係機関と連携した組織

- ①教育委員会との連携（外部専門家～SC）
いじめの事実を確認した場合の伊達市教育委員会への報告、重大事故発生時の対応等については、法に則して、伊達市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ②地域・PTAとの連携
地域全体で「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であり、PTAや学校運営協議会等で、いじめ問題などの健全育成について協働姿勢で話し合いを奨める。

＜日常的な組織＞

- いじめ防止対策委員会
（管理職・指導部長・養護教諭
・教務主任（担任））
- 子ども支援委員会（全教職員）
- ケース会議（全教職員）
- ケース会議（管理職・生徒指導係）

＜重大事故発生時の組織＞

- いじめ防止対策委員会
（管理職・指導部長・養護教諭
・教務主任（担任））
- ケース会議（一部職員・PTA三役
・学校運営協議会長・SC）
- ケース会議（全教職員・PTA三役）

5. 年間推進計画

月	子ども支援委員会 (指導部実態交流連携)	その他での取組
4	・校内体制の確立	・いじめ防止基本方針確認と配付 ・全体懇談会等で説明 ・家庭環境調査でスマホ・ゲーム・交友関係把握 ・合同給食開始
5	・児童実態交流(いじめ実態含) ・生徒指導上の対応については ケース会議へ	・道徳アンケート、生活実態調査実施 ・保護者面談 ・いじめアンケート調査(第1回)
6		・教育相談取り組み内容検討 ・全児童教育相談と実態把握(いじめ調査後) ・子ども理解支援ツール「ほっと」実施
7		・児童アンケート実施 ・文化芸術事業「演劇によるいじめ防止授業」 ・体験活動実施～プライム交流、遠足、小高連携陸上 ・PTA啓発活動(ゲームのルール)・子供会行事 ・CS(いじめアンケート結果検証)
8	・児童実態交流(いじめ実態含)	・夏休みの児童情報交換
9	・生徒指導上の対応については ケース会議へ	・いじめアンケート調査(第2回) ・教育相談と実態把握
10		・ネットモラルマナー教室
11		・学校評価として「生活・学習アンケート調査」実施 ・手話学習(低学年)
12		・CS(いじめアンケート結果検証)
1	・冬休みの児童情報交換	・冬休みの児童情報交換 ・わかば会交流(低学年)
2	・取組の反省(成果と課題) ・次年度の取組内容検討	・優しさ貯金、ありがとう貯金 ・道徳アンケート実施
3		・福祉学習(中・高学年) ・人権教室
定期	・児童の観察(休憩時間含む)	
研修		・未然防止の取組、自校の状況検証、自らの振り返り

6. 重大事態の発生と対応

